

(誤)

(別紙)

## 特記仕様書

「平成 25 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」

下記の■を適用します。

本工事は、平成 24 年度公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、「平成 25 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」に基づく特例措置の対象となります。

本工事は、平成 25 年度公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、「平成 25 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」に基づく特例措置の対象外となります。

(参考)

「平成 25 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」

(正)

## 特記仕様書

「平成26年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」

下記の を適用します。

本工事は、平成25年度公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、「平成26年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」に基づく特例措置の対象となります。

本工事は、平成26年度公共工事設計労務単価を適用し、予定価格を積算しているため、「平成26年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について」に基づく特例措置の対象外となります。